ITmedia Inc.

第22回
定時株主総会 招集ご通知

開催概要

日　時

2021年6月24日(木曜日) 午前10時
受付開始：午前9時30分

場　所

東京都千代田区紀尾井町1番4号
東京ガーデンテラス
紀尾井カンファレンス

アイティメディア株式会社
東証第一部 証券コード：2148

決議事項

第1号議案
取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第2号議案
監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案
取締役等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、本株主総会においてはご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。
また、当日会場にご来場いただけない株主様のために、総会の模様をライブ配信し、事前質問の受付を行います。
今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、当社のウェブサイト(https://corp.itmedia.co.jp/ir/) にてお知らせします。
株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

第22回定時株主総会：
新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、
株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。
何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

株主様へのお願い

- 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご配慮いただき、健康状態に関わらず、本総会の会場への来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- 本総会については株主の皆様の感染リスクを避けるため、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨いたします。
- 特に感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は本総会への出席を見合わせることをご検討ください。

ライブ配信

- 当日、本総会に出席できない株主様のためにライブ配信を実施する予定です。会場にご来場いただくことなく、株主総会の様子をご覧いただけます。

▸**ライブ配信日時**：2021年6月24日（木曜日）午前10時から
▸**アクセスURL**　：https://corp.itmedia.co.jp/ir/
▸**問い合わせ窓口**：03-6893-2184

- 会場後方からの撮影とし、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使、ご質問を承ることができません。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は上記ウェブサイトにてお知らせいたします。



インターネットによるご質問受付のご案内

■ 以下、当社ウェブサイトのご質問・ご意見受付ページをご覧ください。
皆様のご関心が高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定でおります。

▶受付期限　　：2021年6月13日（日曜日）午後6時まで

▶アクセスURL：https://corp.itmedia.co.jp/ir/

来場される株主様へのお願い

■ ご来場の株主様におかれましては、当日は検温などによりご自身の体調をお確かめいただき、感染予防の措置にご配慮いただいたうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

■ 本総会会場では受付前に検温させていただく場合がございます。また、マスクの着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。

お土産品の配布等について

■ 本総会ではお土産品の配布等はいたしません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

その他

今後、本総会当日までの状況変化とその対応につきましては、
当社ウェブサイト（https://corp.itmedia.co.jp/ir/）にてお知らせいたします。
株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

当期は「デジタルシフトの転換点」



株主のみなさまへ

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、ならびにそのご家族の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、日々ご尽力されている保健機関、医療従事者の皆様に深く敬意を表し、感謝申し上げます。

株主の皆様におかれましては、平素より格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに第22回定時株主総会の招集ご通知を作成いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

2020年は、新型コロナウィルス感染症の影響により、人々の社会生活や企業活動において劇的な変化があった1年でありました。なかでも、社会、マーケティングのデジタルシフトが大きな加速を見せた転換点であると認識しております。当社は創業当初より、テクノロジーによるよりよい未来の実現、メディア・マーケティングのデジタル革新を信じ、事業に取り組んでまいりましたが、この1年間の社会の大きな変化を背景に、当社の存在意義の拡大を深く感じております。

当社第22期事業年度は、このような社会情勢の下で、運営する専門メディア群およびリードジェン、デジタルイベントなど先進的なデジタルマーケティングソリューションの利用が大きく拡大し、大幅な増収増益を実現いたしました。

転換点を迎えたデジタルシフトは、これからも加速の動きを見せてまいります。当社はテクノロジー専門、オンライン専業のメディア企業として、情報価値の高いメディアの提供に加え、強みであるデジタルならではの収益モデルのさらなる強化を図ることで、これからも成長を続けてまいります。

株主の皆様のご期待に沿えるよう、企業価値の向上を追求して参る所存でありますので、変わらぬご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 兼 CEO　大槻 利樹

2021年6月2日
アイティメディア株式会社
東京都千代田区紀尾井町3番12号
代表取締役社長 兼 CEO　大槻利樹

記

1. 日　　時	2021年６月24日（木曜日）午前10時 ※受付開始は午前9時30分を予定しております。
2. 場　　所	東京都千代田区紀尾井町1番4号 東京ガーデンテラス 紀尾井カンファレンス ※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご覧ください。
3. 目的事項	報告事項　１．第22期(2020年４月１日から2021年３月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果の報告の件 ２．第22期(2020年４月１日から2021年３月31日まで)計算書類報告の件 決議事項　第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案　監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件
4. その他株主総会招集に関する事項	議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の日の3日前（2021年6月20日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

株主様へのお願い

■ 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご配慮いただき、健康状態に関わらず、本総会の会場への来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願いいたします。

■ 本総会については株主の皆様の感染リスクを避けるため、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨いたします。

●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

●当社は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

・連結計算書類「連結持分変動計算書」　・連結計算書類「連結注記表」
・計算書類「株主資本等変動計算書」　・計算書類「個別注記表」

したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト　https://corp.itmedia.co.jp/ir/



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

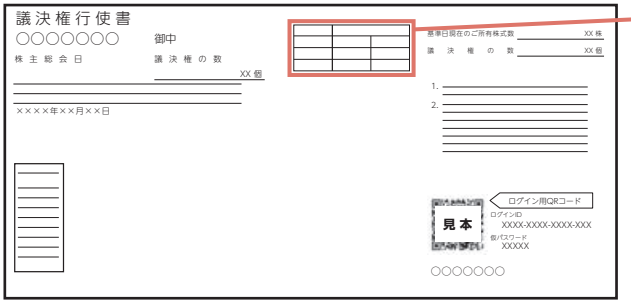

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号、第3号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

●郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
●インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

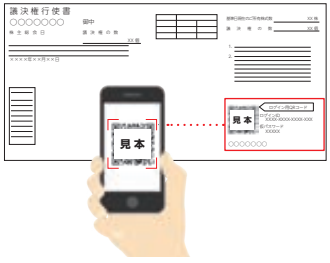

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3　新しいパスワードを登録してください。



4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

●株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役候補者の専門性・特に期待する分野				
				企業経営 経営戦略	事業戦略・マーケティング	財務・会計	法務・リスク管理	ガバナンス・内部統制
1	大槻利樹（おおつきとしき）	代表取締役社長 兼 CEO	再任	●	●			●
2	小林教至（こばやしたかし）	取締役副社長 兼 COO	再任	●	●			●
3	加賀谷昭大（かがやあきひろ）	取締役CFO 兼 管理本部長	再任	●		●	●	●
4	土橋康成（つちはしこうせい）	取締役	再任	●	●			●

（注）1 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2 土橋康成氏は、現在および過去5年間において、当社の親会社であるRBJ㈱およびSBメディアホールディングス㈱の代表取締役社長であります。
3 当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告〔本招集ご通知25頁〕に記載のとおりであります。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

■取締役の選解任方針

取締役の選解任に際して、取締役会は、下記を中心とする取締役選解任基準を定め、それを満たす人材を取締役候補者に指名しております。

■取締役の選任基準（概要）

・経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
・当社事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
・独立取締役にあっては、出身・専門の各分野における実績と見識を有していること

■取締役の解任基準（概要）

・法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反して、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと
・選任基準の各要件を欠くことが明らかとなったこと

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
1 再任	 大槻（おおつき）　利樹（としき） （1961年6月27日生）	1984年 4月　㈱日本ソフトバンク（現 ソフトバンクグループ㈱）入社 1999年 4月　ソフトバンク パブリッシング㈱ （現 SBクリエイティブ㈱）執行役員就任 1999年12月　ソフトバンク・ジーディーネット㈱（現 当社） 代表取締役社長就任（現任） 2000年 4月　ソフトバンク パブリッシング㈱ （現 SBクリエイティブ㈱）取締役就任 （重要な兼職の状況）㈲ネットビジョン取締役	取締役会への 出席状況 12回／12回 （100%） 所有株数 272,700株

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
大槻利樹氏は、1999年の当社設立以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有し、当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
2 再任	 小林（こばやし）　教至（たかし） （1968年11月18日生）	1991年 4月　㈱博報堂ダブルス入社 1995年 5月　㈱アスキー総合研究所入社 2000年10月　㈱アットマーク・アイティ（現 当社）入社 2006年 4月　当社執行役員人財メディア事業推進部長就任 2009年 4月　当社常務執行役員人財メディア事業部長就任 2009年 7月　当社管理本部長就任 2011年 6月　当社取締役管理本部長就任 2012年 4月　当社取締役ITインダストリー事業部長就任 2015年 4月　当社常務取締役ITインダストリー事業本部長就任 2015年10月　㈱ユーザラス（現 発注ナビ㈱）代表取締役社長就任 2016年 6月　当社取締役ITインダストリー事業本部長就任 2016年10月　当社取締役リードジェン事業本部長就任 2018年 4月　アイティクラウド㈱取締役就任（現任） 2018年10月　当社取締役プロフェッショナル・メディア事業本部長就任 2019年 7月　当社取締役副社長兼プロフェッショナル・メディア事業本部長就任 2020年 4月　当社取締役副社長兼COO就任（現任） 2020年 5月　発注ナビ㈱取締役就任（現任） （重要な兼職の状況）発注ナビ㈱取締役 アイティクラウド㈱取締役	取締役会への 出席状況 12回／12回 （100%） 所有株数 96,900株

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
小林教至氏は、当社事業部門の責任者および管理本部長を歴任し、当社の経営全般にわたる豊富な知識・経験・見識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
3 再任	 加賀谷（かがや）　昭大（あきひろ） （1974年9月4日生）	1998年 4月　㈱間組（現 ㈱安藤・間）入社 2002年 4月　㈱セガ入社 2003年 6月　ソフトバンク パブリッシング㈱（現 SBクリエイティブ㈱）入社 2005年 4月　ソフトバンク・メディア・アンド・マーケティング㈱ （現 SBクリエイティブ㈱）入社 2008年 7月　当社入社 2012年 4月　当社管理本部長 2015年 4月　当社執行役員管理本部長就任 2015年 6月　当社取締役管理本部長就任 2015年10月　ナレッジオンデマンド㈱監査役就任 2016年 7月　ナレッジオンデマンド㈱取締役就任 2018年 4月　アイティクラウド㈱監査役就任（現任） 2019年 7月　当社取締役CFO兼管理本部長就任（現任） 2020年 5月　発注ナビ㈱監査役就任（現任） （重要な兼職の状況）発注ナビ㈱監査役 アイティクラウド㈱監査役	取締役会への 出席状況 12回／12回 （100%） 所有株数 41,400株

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
加賀谷昭大氏は、これまで当社管理本部長を務め、財務・人事・総務・経営全般にわたる豊富な知識・経験・見識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
4 再任	 土橋（つちはし）　康成（こうせい） （1959年8月13日生）	1983年 4月　㈱日本ソフトバンク（現 ソフトバンクグループ㈱）入社 1998年11月　アットワーク㈱（現 SBアットワーク㈱）監査役就任（現任） 2000年 3月　ブロードメディア㈱監査役就任 2002年 4月　ソフトバンク・ジーディーネット㈱（現 当社）取締役就任 2006年 6月　当社監査役就任 2007年 4月　ソフトバンク クリエイティブ㈱（現 SBクリエイティブ㈱） 代表取締役社長就任（現任） 2007年 4月　ソフトバンク メディアマーケティングホールディングス㈱ （現 SBメディアホールディングス㈱）代表取締役社長就任（現任） 2007年 6月　リアライズ・モバイル・コミュニケーションズ㈱取締役就任（現任） 2008年 6月　ソフトバンク・ヒューマンキャピタル㈱ （現 SBヒューマンキャピタル㈱）代表取締役会長就任（現任） 2009年 6月　当社取締役就任（現任） 2016年 4月　ツギクル㈱代表取締役社長就任（現任） 2019年11月　RBJ株式会社代表取締役就任（現任） （重要な兼職の状況）SBメディアホールディングス㈱代表取締役社長 SBクリエイティブ㈱代表取締役社長 SBヒューマンキャピタル㈱代表取締役会長 ツギクル㈱代表取締役社長	取締役会への 出席状況 12回／12回 （100%） 所有株数 8,400株

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】
土橋康成氏は、当社の親会社であるSBメディアホールディングス㈱およびその子会社の経営者として豊富な経験・実績・見識を有し、当社のグループ経営の推進と中長期的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としております。

第2号議案　監査等委員である取締役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役佐藤広一氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 佐藤（さとう）　広一（ひろかず） （1968年11月30日生）	1991年 4月　㈱サトースプリング入社 1994年 7月　谷口労務管理事務所入職 2000年 4月　社会保険労務士開業登録 さとう社会保険労務士事務所（現HRプラス社会保険労務士法人）設立 代表社員就任 2013年12月　ASIA BPO SERVICES PTE. LTD.設立　ディレクター就任 2016年 6月　さとう社会保険労務士事務所法人化に伴い、HRプラス社会保険労務士法人 代表社員就任（現任） 2017年 6月　当社社外取締役監査等委員就任（現任） 2018年 1月　㈱ダブルエー監査役就任（現任） 2021年 4月　㈱Voicy監査役就任（現任） （重要な兼職の状況）HRプラス社会保険労務士法人　代表社員 ㈱ダブルエー　社外監査役	所有株数 ー株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

佐藤広一氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、社会保険労務士の資格を有し、人事、労務に関する高い見識に基づき、監査等委員である社外取締役としての立場から当社の経営に参画いただくことで、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。

（注）1 監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2 佐藤広一氏は、社外取締役候補者であります。
3 佐藤広一氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
4 当社は、佐藤広一氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5 当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告〔本招集ご通知25頁〕に記載のとおりであります。佐藤広一氏の再任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6 当社は、佐藤広一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1．提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2020年６月25日開催の第21回定時株主総会において当社の業務執行取締役および執行役員（以下「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年３月１日に施行されたことに伴い、現在の取締役等に対する本制度にかかる報酬枠（金額）に代えて、取締役等に対する業績連動型株式報酬の報酬枠（株式数）を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知26頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年６月17日開催の第17回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は、非業務執行取締役１名を除く３名となります。

また、当社の監査等委員会から、本制度の目的、内容等を踏まえ、本制度の導入に賛同するとの意見表明を受けております。

本制度は、業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬のみならず、執行役員に関する報酬についても一体として規定しておりますので、「２．本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容」以下の説明は、両者をあわせた制度に関する説明となっております。

2．本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

（2）本制度の対象者

業務執行取締役（監査等委員である取締役および非業務執行取締役は、本制度の対象外とします。）および執行役員

（3）信託期間

2020年８月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（4）信託金額

当社は、2021年３月末日で終了した事業年度から2023年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、約203百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式112,200株を取得しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として各対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（5）当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、各対象期間について本信託が取得する株式数の上限は124,400株となります。

（6）取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される３事業年度当たりのポイント数の合計は124,400ポイント（うち業務執行取締役分として86,500ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、ご参考として、取締役等に付与される３事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（124,400株）に2021年５月18日の終値1,613円を乗じた場合、約200百万円となります。

また、取締役等に付与される３事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（124,400株）の発行済株式総数（2021年３月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.6％です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、原則としてその時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞

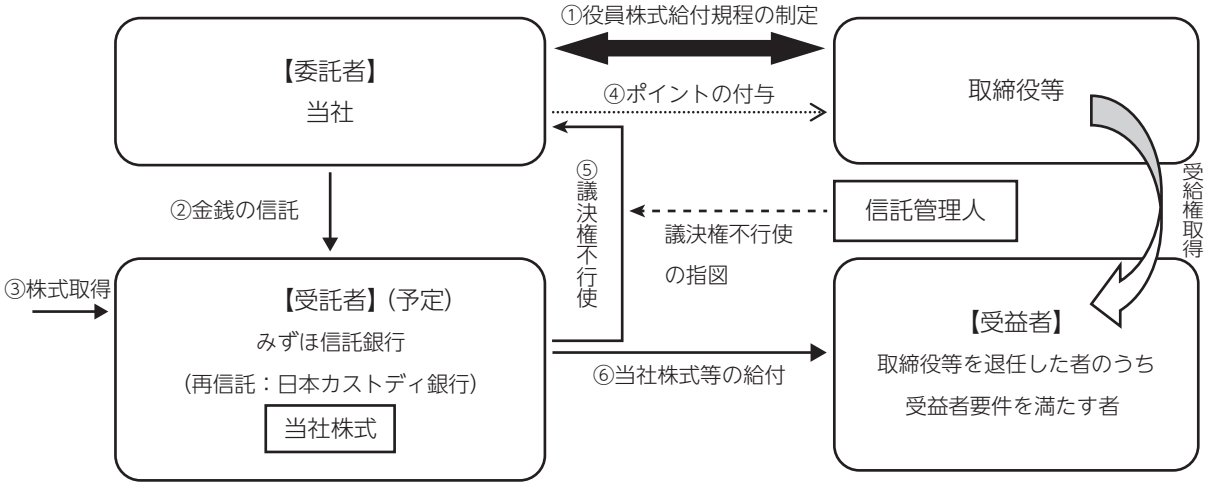

① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以　上

1 アイティメディアグループの現況

2021年3月期の実績

過去最高業績大幅更新！

売上収益
6,891百万円
前期比30.6%増

営業利益
2,022百万円
前期比72.5%増

親会社の所有者に帰属する当期利益
1,255百万円
前期比60.8%増

（1）当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度の売上収益は、68億91百万円（前連結会計年度比16億12百万円増）となり、過去最高を大幅に更新しました。テクノロジー市場の活況と企業のマーケティング活動のオンラインシフトを受け、リードジェン事業、メディア広告事業がともに大きく成長しました。特にリードジェン事業においては、展示会やセミナー等をオンラインで実現するデジタルイベント関連の売上収益が大きく拡大しました。

営業利益についても過去最高を大幅に更新し、20億22百万円（前連結会計年度比８億49百万円増）となりました。デジタルイベントなど成長領域へのコスト投入を継続したことに加えて、当第４四半期においてオフィス改革等の一時コストの増加がありましたが、増収により各セグメントで利益率が上昇しました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上収益は68億91百万円（前連結会計年度比30.6％増）、営業利益は20億22百万円（同72.5％増）、当期利益は12億55百万円（同60.4％増）および親会社の所有者に帰属する当期利益は12億55百万円（同60.8％増）となりました。また当期包括利益合計は、FVTOCIの資本性金融資産の変動１億30百万円（前年同期は△1億25百万円）により、13億85百万円（同110.9％増）となり、いずれも過去最高を大幅に更新しました。

報告セグメント別の当連結会計年度の業績概要は以下のとおりであります。

リードジェン事業

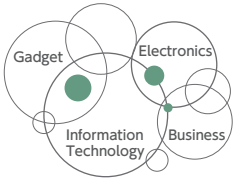

売上収益
31億71百万円
前期比41.0%増

営業利益
8億4百万円
前期比72.8%増

- テクノロジー市場の活況と企業のマーケティング活動のオンラインシフトによる顧客の需要拡大を背景に、大きな成長を実現しています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、展示会やセミナー等の開催が見送られるなか、そうしたイベントをオンラインで実現するデジタルイベント関連の売上収益が急拡大しました。

売上収益／営業利益

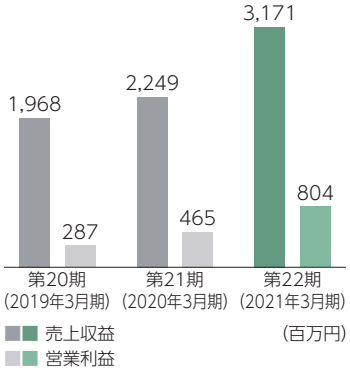

メディア広告事業

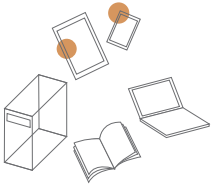

売上収益
37億20百万円
前期比22.8%増

営業利益
12億17百万円
前期比72.3%増

- テクノロジー市場の活況と企業のマーケティング活動のオンラインシフトが進む中、ビジネス領域や産業テクノロジー領域における広告需要拡大が成長をけん引しております。
- 市場の拡大を背景に運用型広告収益の拡大が継続しております。中心メディアであるねとらぼは、ページビューの増加に加えて広告単価も改善しており、ねとらぼ調査隊やFav-Logなどの新たな取り組みからも成果が出ております。

売上収益／営業利益

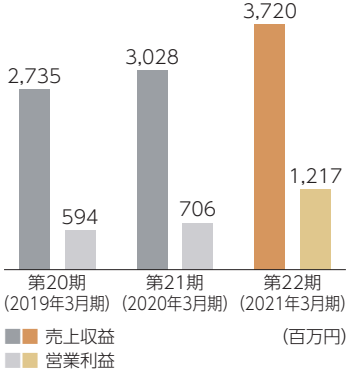

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	第18期 (2017年3月期)	第19期 (2018年3月期)	第20期 (2019年3月期)	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上収益（千円）	4,451,405	4,608,805	4,703,481	5,278,570	6,891,223
営業利益（千円）	709,889	746,028	881,498	1,172,203	2,022,155
税引前利益（千円）	709,739	744,088	816,192	1,068,513	1,917,012
親会社の所有者に帰属する当期利益（千円）	475,479	494,298	376,750	780,578	1,255,057
基本的１株当たり当期利益(円)	24.26	25.46	19.33	39.51	63.32
資産合計（千円）	5,697,412	6,178,334	6,351,737	7,235,085	9,074,487
資本合計（千円）	4,831,193	5,102,391	5,367,556	5,887,308	7,117,330

(注) 1 当社は、第18期より国際会計基準（IFRS）に基づいて連結計算書類を作成しております。
2 基本的１株当たり当期利益については、期中平均株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
3 当社は、2016年7月1日付でナレッジオンデマンド株式会社の株式を追加取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。
4 当社は、2019年6月28日付でナレッジオンデマンド株式会社の株式の一部を売却し、連結範囲より除外しております。これにより、同社を非継続事業に分類しており、非継続事業からの利益は、連結損益計算書上、継続事業と区分して表示しております。これに伴い、第20期および第21期の売上収益、営業利益および税引前利益は、継続事業の金額を表示しております。

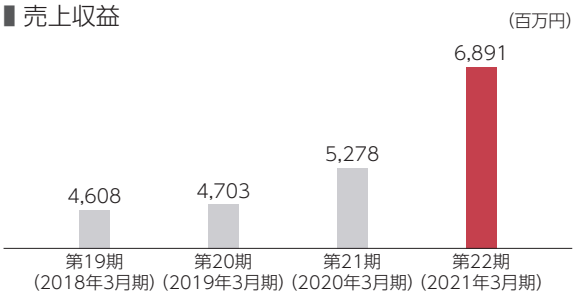

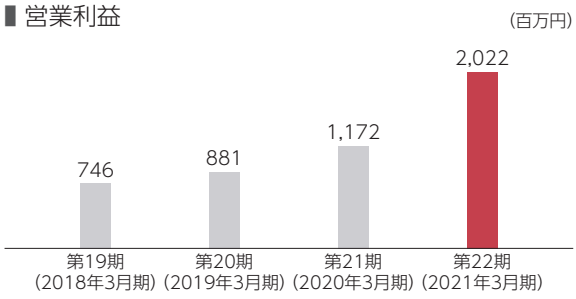

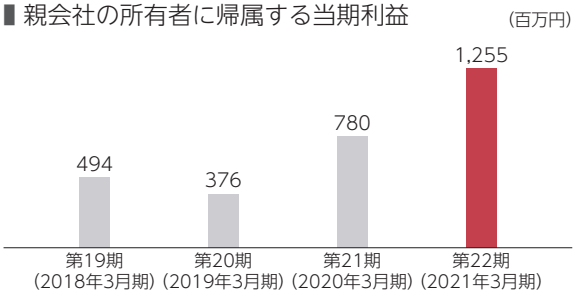

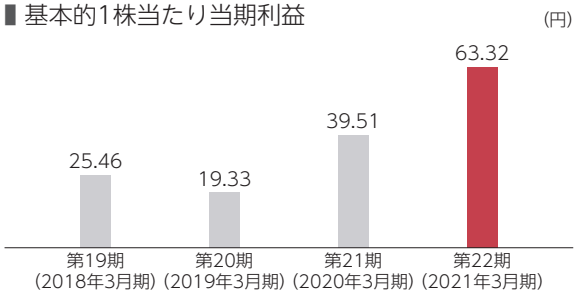

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率 (%)	主要な事業内容
ソフトバンクグループ株式会社	238,772	52.5 (52.5)	純粋持ち株会社
ソフトバンクグループジャパン株式会社	24	52.5 (52.5)	中間持ち株会社
ソフトバンク株式会社	204,309	52.5 (52.5)	移動通信サービスの提供等
RBJ株式会社	100	52.5 (52.5)	中間持ち株会社
SBメディアホールディングス株式会社	100	52.5	中間持ち株会社

(注) 当社に対する議決権比率欄の () 内は間接所有割合で、内数で記載しております。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
発注ナビ株式会社	55,000	100.0	システム開発案件のマッチングサービス
有限会社ネットビジョン	3,000	100.0	ドメイン保有
アイティクラウド株式会社	345,000	40.0	IT製品レビューメディアの運営

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、旧来のメディアビジネスのオンライン化を推進してきており、その収益モデルはメディア広告が中心ですが、同時にその多様化とインターネットならではの革新を志向してきました。近年ではその成果として、リードジェンモデルを確立し、メディア広告モデルと共に当社の両輪と位置づけております。強力なリードジェンモデルを備えていることが、当社グループを他社と差別化し、競争優位をもたらしております。

当社グループの中期的な成長もリードジェンモデルから生まれるものと見込んでおります。

中期においてはその成長を確実なものとし、さらにその先に向けた長期での成長を図るべく、以下の3つを重要成長戦略と位置づけ、引き続きインターネットならではの革新を志向してまいります。

❶ 収益モデルの多元化

・最新のテクノロジーやデータを活用し、インターネットならではの新たな収益モデルを開発すること

❷ メディア領域の拡大

・蓄積されたノウハウをもってメディア広告、リードジェンの両モデルにおけるメディア領域の拡大を図ること

❸ スマート メディア ビジョンの推進

・スマートデバイスやソーシャルメディアの普及に対応した新たなメディアを開発すること

上記を実現し、企業価値を高めていくため、優先的に対処する課題は以下の通りです。

① リードジェン事業

テクノロジー活用に関する裾野の広がりに合わせて、当社の商品・サービスを展開してまいります。

2018年11月に刷新した新しい基盤システムLeadGen. Business Platform（以下、「LBP」）を通じて、リード生成能力の向上とメディア領域の拡張に取り組み、質・量共に高まる顧客ニーズへの対応を図ってまいりました。同システムがあることで、当社は今後もリードジェン事業を様々なメディア領域に展開することが可能になっています。

今後は既存メディア領域の強化に加え、「LBP」を基盤としたメディア領域の拡張による市場開拓を図ってまいります。具体的には、テクノロジーの利用が活発化しつつある職種や産業に特化した専門メディアを開発し、それら新メディア領域にてリードジェン事業を展開していくことで、新たな顧客層・読者層を拡大し、更なる成長を目指してまいります。

② メディア広告事業

インターネット広告の仕組みの発展を背景に、企業が選択する広告手法も変化をしてきており、近年は特に運用型広告市場が拡大しております。このような環境のもと、当社グループはスマートデバイスやソーシャルメディアに最適化したメディアの拡充等を通じ、運用型広告からの収益拡大を図ってまいります。

当社グループでは、これらの戦略を具現化するメディアとして「ねとらぼ」を開発し、月間3億ページビュー規模となる一大メディアへと成長させてまいりました。また、「ねとらぼ」で培った運用型広告収入モデルの横展開として、2019年12月に、おすすめ製品情報を分かりやすく発信することでネットユーザーの製品選びを支援する新メディア「Fav-Log（ファブログ）（https://www.itmedia.co.jp/fav/）」を開設しました。「Fav-Log」は、ネットユーザーの購買行動に紐づく記事の展開を通じて、広告単価を高めて売上成長を図るメディアです。

今後も引き続き、広告単価とページビューを高めるための取り組みを推進いたします。具体的には、「Fav-Log」のような収益性の高い領域でのコンテンツ拡充と、特定テーマにフォーカスした「ねとらぼ」サブブランドメディアの拡張によるページビューの更なる拡大により、将来的にはスマートデバイスに最適化された総合ニュースメディアへの発展を目指してまいります。

③ 経営基盤の強化

当社グループは、テクノロジーの進化やメディア形態の多様化、インターネット広告商品のライフサイクルの短期化といった外部環境の変化に即応し、ビジネスモデルの多様化に取り組んでまいりました。今後も、当社グループが持続的な成長を続けるため、土台となる経営基盤の強化を図るべく、システム基盤および人材育成の強化に注力いたします。

システム基盤においては、足元では「LBP」の稼働によりリードジェン事業に効果が出ておりますが、引き続き効率的な業務運営に取り組みます。具体的には、コンテンツ配信システムなどの事業システムの刷新や、業務プロセスの全体最適化など、抜本的な業務の高度化・効率化を進めるための基盤システムへの投資を今後も進めてまいります。

また、人材育成については、会社の成長ステージに応じた採用方針、育成、評価、報酬制度が重要と考えており、2018年度より新たな人事制度を導入しましたが、今後も継続的に従業員の成長意欲を引き出し、能力向上を積極的に進めてまいります。

④ 社会・マーケティングのデジタルシフトへの対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、グローバル経済には不透明感が漂いますが、社会・マーケティングのデジタルシフトが急速に進んでおり、それらを実現するためのテクノロジーへの注目が高まっております。当社グループでは、リードジェンやデジタルイベント等、オンラインによるマーケティング活動を支援する商品・サービスを展開しており、既存のみならず、新規顧客からの問い合わせの増加に対応しております。今後も、社内リソースの適切な配分を行いながら、これら商品・サービスの提供を強化し、顧客のデジタルシフトに対応してまいります。

(5) アイティメディアグループの主要な事業セグメント（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社である発注ナビ株式会社、有限会社ネットビジョン（ドメイン※保有）および持分法適用関連会社のアイティクラウド株式会社の計4社で構成されており、インターネット専業メディア企業として、IT（情報技術）を中心に専門性の高い情報（ニュースや技術解説記事等）をユーザーに提供するメディア事業を中心に展開しております。

報告セグメント別の概要は次に記載のとおりであります。

報告セグメント	顧客分野	主要メディア・サービス	情報の内容	対象とするユーザー
リードジェン事業	IT＆ビジネス分野	TechTargetジャパン	IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報並びに会員サービス	企業の情報システムの導入に意思決定権を持つキーパーソン
		キーマンズネット		
		発注ナビ	情報システム開発会社検索・比較サービス	企業の情報システム開発の発注担当者
		ITmedia マーケティング	デジタルマーケティングの最新動向や製品・サービスの情報	企業のマーケティング活動に携わる担当者
	産業テクノロジー分野	TechFactory	製造業のための製品／サービスの導入・購買を支援する会員制サービス	製造業に従事するエンジニアや製品・サービス導入担当者
	デジタルイベント		展示会やセミナーなどのイベントをオンラインで開催するサービス	
メディア広告事業	IT＆ビジネス分野	@IT	専門性の高いIT関連情報・技術解説	システム構築や運用等に携わるIT関連技術者
		ITmedia NEWS ITmedia エンタープライズ ITmedia エグゼクティブ	IT関連ニュースおよび企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報	IT業界関係者、企業の情報システム責任者および管理者
		ITmedia ビジネスオンライン	時事ニュースの解説、仕事効率向上に役立つ情報	20～30代ビジネスパーソン
	産業テクノロジー分野	MONOist EE Times Japan EDN Japan	産業テクノロジー分野の最新技術解説並びに会員サービス	製造業を中心とした技術者
		スマートジャパン	節電・蓄電・発電のための製品検討や導入に役立つ情報	企業や自治体の総務部、システム部、小規模工場経営者
		BUILT	建築・建設分野の最新技術解説並びに会員サービス	建築・建設業界の実務者
	コンシューマー分野	ITmedia Mobile ITmedia PC USER Fav-Log	パソコン、スマートフォン、AV機器等デジタル関連機器の製品情報、活用情報	デジタル関連機器等の活用に積極的な消費者
		ねとらぼ	ネット上の旬な話題の提供	流行に敏感なインターネットユーザー

※ドメイン：インターネットに接続するネットワークの組織名を示す言葉で、インターネット上の住所にあたります。組織の固有名と組織の種類、国名で構成されています（例itmedia.co.jp）。日本では日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が管理しています。一般に企業名を表すco.jpドメインは、1組織1ドメインのみ登録・取得が可能です。

(6) アイティメディアグループの主要拠点等（2021年3月31日現在）

主要な営業所及び工場

当社本社　　東京都千代田区

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① アイティメディアグループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
260名〔69名〕	21名増〔20名増〕

（注）1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
249名〔67名〕	17名増〔19名増〕	38.8歳	7.8年

（注）1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 **60,000,000株**

（2）発行済株式の総数 **20,532,600株（自己株式600,874株）**

（3）当事業年度末の株主数 **4,455名（前期末比2,051名増）**

（4）単元株式数 **100株**

（5）上位10名の大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
SBメディアホールディングス株式会社	10,457,400	52.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	837,100	4.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	728,600	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	399,400	2.00
新野　淳一	367,500	1.84
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	346,900	1.74
MSCO CUSTOMER SECURITIES	330,484	1.66
大槻　利樹	272,700	1.37
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	234,100	1.17
JP MORGAN CHASE BANK 385632	215,000	1.08

（注）当社は、自己株式600,874株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には「株式給付信託（BBT）」に基づき株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（112,200株）は含めておりません。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2016年8月18日取締役会決議による新株予約権

新株予約権の数	6,836個
保有人数 当社取締役（監査等委員を除く） 当社取締役（監査等委員） 当社使用人（当社の取締役を兼ねている者を除く）	 3名 3名 189名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　683,600株
新株予約権の発行価額	600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	585円
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～2026年9月30日
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、当社の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 （a）2019年3月期において営業利益が14億円以上である場合　行使可能割合：20% （b）2020年3月期乃至2021年3月期のうち、いずれかの期において営業利益が20億円以上である場合　行使可能割合：100% ② 新株予約権者は、割当日から2018年3月31日までにおいて、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 CEO	大　槻　利　樹	㈲ネットビジョン取締役
取締役副社長 兼 COO	小　林　教　至	発注ナビ㈱取締役 アイティクラウド㈱取締役
取締役CFO 兼 管理本部長	加賀谷　昭　大	発注ナビ㈱監査役 アイティクラウド㈱監査役
取締役	土　橋　康　成	SBメディアホールディングス㈱代表取締役社長 SBクリエイティブ㈱代表取締役社長 SBヒューマンキャピタル㈱代表取締役会長 ツギクル㈱代表取締役社長
取締役（常勤監査等委員）	髙　橋　利　忠	第一工業製薬㈱社外監査役
取締役（監査等委員）	下　山　達　也	SBメディアホールディングス㈱取締役 SBクリエイティブ㈱取締役管理本部長 SBヒューマンキャピタル㈱取締役
取締役（監査等委員）	斉　藤　太嘉志	―
取締役（監査等委員）	佐　川　明　生	A・佐川法律事務所 代表 ㈱ダブルエー社外監査役
取締役（監査等委員）	佐　藤　広　一	HRプラス社会保険労務士法人 代表社員 ㈱ダブルエー社外監査役

（注）1 取締役（監査等委員）髙橋利忠氏、斉藤太嘉志氏、佐川明生氏および佐藤広一氏は、社外取締役であります。
2 取締役（監査等委員）下山達也氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、髙橋利忠氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4 当社は、取締役（監査等委員）髙橋利忠氏、斉藤太嘉志氏、佐川明生氏および佐藤広一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
（1）取締役（監査等委員）の神崇眞澄氏は、2020年６月25日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
（2）髙橋利忠氏は、2020年６月25日開催の第21回定時株主総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
6 当事業年度中の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
取締役（常勤監査等委員）髙橋利忠氏は、2020年６月24日付で第一工業製薬㈱の社外監査役に就任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社、当社および当社の全ての子会社の全ての取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が役員としての業務につき行った業務（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合には補償の対象としないこととしております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりであります。

【基本方針】

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動型の株式報酬により構成し、監督機能を担う非業務執行取締役（社外取締役を含む）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

a. 基本報酬（固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。））

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて世間水準、当社業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 株式報酬（非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。））

株式給付信託を活用し、中長期的な企業価値向上と連動させた株式報酬制度を採用する。各事業年度の連結営業利益の前年増益額に応じて算出される総付与ポイントを元に、職責に応じた役位別ウェイトに従い個人別ポイントを配分し、役員報酬委員会が最終決定する。累積ポイントは、退任時に、株式および一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

c. 種類ごとの割合（金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針）

基本報酬は、代表取締役社長の報酬額を最上位とし、役位が下がるにつれて報酬額が逓減するものとし、株式報酬は、役位に応じて各事業年度の連結営業利益増益額に連動させるものとする。そのため、業務執行取締役の各報酬の支給割合は、連結営業利益増益額に応じて変動する。

d. 決定の委任（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）

当社取締役の報酬等の体系および水準、内容については、社外取締役を過半数とする役員報酬委員会が十分な審議を経た上で決定し、この決定方針にしたがって、取締役会が最終的に決定する。なお、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員の協議により決定する。

② 役員報酬委員会の構成

役員報酬委員会は、代表取締役社長、非業務執行取締役（非常勤・無報酬）２名および社外取締役４名の７名で構成されており、代表取締役社長を委員長としております。

役員報酬委員会の構成

当社代表取締役社長 兼 CEO	大槻　利樹氏
当社取締役	土橋　康成氏
当社取締役（監査等委員）	下山　達也氏
当社社外取締役（監査等委員）	髙橋　利忠氏
当社社外取締役（監査等委員）	斉藤　太嘉志氏
当社社外取締役（監査等委員）	佐川　明生氏
当社社外取締役（監査等委員）	佐藤　広一氏

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	145,792 （−）	79,200 （−）	66,592 （−）	3 （−）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22,150 (20,400)	22,150 (20,400)	− （−）	5 (4)
合　計 （うち社外役員）	167,942 (20,400)	101,350 (20,400)	66,592 （−）	8 (4)

（注）1 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第17回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。
2 上記1 の報酬限度額のほか、2020年６月25日開催の第21回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」として、取締役（監査等委員である取締役および非業務執行取締役を除く。）に対し、153百万円（３事業年度ごと）を上限とした信託への拠出を決議しております。
3 株式報酬は、「株式給付信託（BBT）」に係る当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。
4 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第17回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。
5 取締役の報酬等の総額には、2020年６月25日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役（監査等委員）１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
6 対象となる役員の員数につきましては、実際の支給人数を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（常勤監査等委員）髙橋利忠氏は、第一工業製薬㈱の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）佐川明生氏は、A・佐川法律事務所代表および㈱ダブルエーの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）佐藤広一氏は、HRプラス社会保険労務士法人代表社員および㈱ダブルエーの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（常勤監査等委員） 髙　橋　利　忠	2020年６月25日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会10回全てに、監査等委員会10回全てに出席いたしました。 長年にわたる金融機関での金融、財務、企業経営に関する幅広い見地から、当社の経営全般に対する助言・提言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っており、監査等委員会において、常勤監査等委員としての中心的立場として、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 斉　藤　太嘉志	当事業年度開催の取締役会12回全てに、監査等委員会13回全てに出席いたしました。 豊富なビジネス経験と実績を活かし、経営から独立した客観的かつ中立的な立場から、当社の経営全般に対する助言・提言を積極的に行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 佐　川　明　生	当事業年度開催の取締役会12回全てに、監査等委員会13回全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、主に法令・定款等の遵守状況やコンプライアンス体制の監督を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 佐　藤　広　一	当事業年度開催の取締役会12回全てに、監査等委員会13回全てに出席いたしました。 特定社会保険労務士としての専門的見地から、主に法令・労基法等の遵守状況を監督しております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

（注）各社外役員は、取締役会、監査等委員会の他、事業戦略会議、役員報酬委員会等に出席し、専門知識・見地や豊富な経験による必要な助言を行い、取締役および執行役員等の幹部社員の職務執行状況を確認しております。また、代表取締役との定期的および随時の意見交換会を行い、様々な視点からご意見を述べられ、経営の監督を実行しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40,500千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	－千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40,500千円

（注）1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬および概算額を含めております。
2 当該金額について、当社監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討および経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性をはじめとする職業的専門家としての適格性および職務遂行の状況等について常に留意するとともに、継続してその職務を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合、又は会計監査人の継続監査年数などを勘案し、解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程する方針です。

(5) 過去2年間の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、以下のとおり、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めております。

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

1. 基本的な考え方

当社は、『メディアの革新を通じて情報革命を実現し、社会に貢献する』を経営理念とし、IT（情報技術）を中心としたニュースや解説などの専門性・信頼性の高い情報をインターネット経由で提供するとともに、社会的基盤としての情報コミュニティを提供し、人々の知恵と知識の向上に貢献することを経営の基本方針としております。この理念のもと、当社グループが継続的に成長していくことが株主をはじめとするステークホルダーの方々への貢献と考えております。

そのためには、効果的なコーポレートガバナンス体制を構築し、維持・向上させることが重要な経営課題の一つであると認識し、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 基本方針

① 当社は、株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行います。
② 当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に向けた取組みを行います。
③ 当社は、財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。
④ 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たします。
⑤ 当社は、株主との建設的な対話に努め、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指します。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

当社グループの取締役および使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」および「企業行動基準」を定め、その徹底を図るために、当社に「コンプライアンス組織・手続規程」に基づき、「チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）」および「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施しております。

② 内部通報制度

コンプライアンス上、疑義のある行為については、社内の通報窓口あるいは社外の弁護士、専門家を通じて、当社グループの取締役および使用人が通報できる内部通報制度を制定しております。

内部通報制度を利用して通報が行われた場合、通報内容は通報窓口から監査等委員会に全て報告することとしております。

③ 内部監査室

内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理および社内規則等の遵守を確保しております。また、当社グループの内部監査部門の連携により、当社グループのコンプライアンス体制の維持、向上を図ることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切、確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存管理しております。取締役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供することとしております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの組織横断的なリスクについては、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築しております。また、リスクのうちコンプライアンスに関しては、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、管理本部長を長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報の保存および管理に関する体制を整備しております。なお、当社グループの新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとしております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下に定める方法により、当社グループの取締役の職務の執行の効率性を確保しております。

①当社グループの取締役および使用人が共有する当社グループの目標を単年度、中期に定め、この浸透を図るとともに、目標を具体化するための業績目標および予算を設定した経営計画を策定しております。

②各部門を担当する取締役は、各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策および権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定しております。

③月次業績はITシステムを積極的に駆使し迅速に管理会計データ化し、経営会議、担当取締役、取締役会に報告しております。

④取締役会は、毎月、計画の進捗状況を確認・分析し、目標未達の場合には、その要因を排除・低減する改善策を報告させております。

⑤上記④の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役は各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策および権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を改善しております。

⑥反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁、報告制度によりグループ会社の経営管理を行っております。

取締役は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には直ちに、監査等委員会に報告するものとします。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとしております。当該使用人は、監査等委員会の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮命令、制約を受けないものとしております。

なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保することとしております。

(7) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、業務または業績に与える重要な事項について、監査等委員会に報告しております。監査等委員もしくは監査等委員会の指示を受けた監査等委員会の職務を補助する使用人は経営会議、内部監査報告会等の重要会議に出席し（欠席の場合は議事録の回付）、重要な稟議書、報告書の回付により報告を行うものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、または当社グループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく個別に報告することとしております。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対し報告を求めております。

②当社グループは、上記①の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。

③監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役または監査等委員と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保しております。また、監査等委員は代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(9) 財務報告にかかる内部統制の整備および運用に対する体制

①内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示のもと財務報告にかかる内部統制を整備し、運用する体制構築を行っております。なお、体制構築および制度の運用に関してはプロジェクトチームを編成し、全社横断的な各部門の協力体制により行っております。

②取締役会は、財務報告にかかる内部統制の整備および運用に対して監督責任を有し、その整備状況および運用状況を監視しております。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 重要な会議の開催状況

当社は、経営および業務執行に関わる意思決定機関として定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令および定款に定められた事項や経営方針および予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。

また、取締役会でのさらなる審議の充実、効率化を図るため、各取締役に対し、取締役全体の実効性の評価・分析するためのアンケートを行い、その結果明らかになった課題を、取締役会の運営改善に活かす取組みを行っております。

当社取締役、執行役員が出席する「経営会議」は、原則週1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

(2) コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的に実施しております。

内部監査を担当する内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、社内イントラネットにおいて、内部通報窓口および内部通報者の不利益な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

(3)リスク管理体制

当社グループの組織横断的なリスクについては、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」、コンプライアンスについては、「チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）」および「コンプライアンス委員会」、情報セキュリティに関しては、「チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）」および「情報セキュリティ委員会」を設置し、リスクの属性に応じた検討、対策が行われております。

また、当社グループの役員、従業員を対象に災害を含む緊急時における対応方法および連絡先を記載した「緊急時連絡・対応マニュアル」カードを配布し、有事の際のリスクの最小化に努めております。

(4)子会社および関連会社の経営管理体制について

子会社および関連会社の経営管理については、当社の役員または社員を取締役または監査役として派遣し、業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社および関連会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

8 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を業務の適正を確保するために必要な事項として、「内部統制システムの整備の基本方針」において、「反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。」と明文化しております。

(2) 整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンスマニュアル」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしています。社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署（管理本部）が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを支援するとともに、警察庁・都道府県警察本部等との連携等を行うこととしております。反社会的勢力からの不当な要求に対して、管理本部は、上記機関に相談し対応することとしております。

9 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めのあるときの権限行使の方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけており、剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年２回を基本的な方針としております。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

当事業年度におきましては、普通配当７円の中間配当を実施いたしました。期末配当については、普通配当８円に、営業利益20億円（W20）達成記念配当１円を加え１株当たり９円を予定しており、１株当たり年間配当金は前期比４円増配の16円となります。これにより、当期の連結配当性向は25.3%となります。

今後につきましても、事業展開の状況と各期の経営成績を総合的に勘案しながら、株主への利益配当を実施すべく検討していく方針としております。また、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への設備投資等の資金需要に備えていくこととしております。

■配当金および配当性向の推移

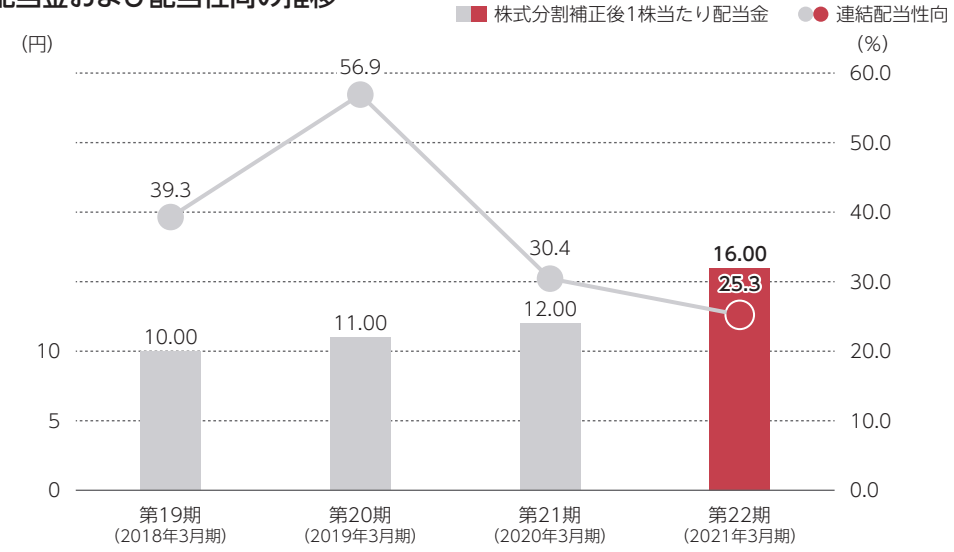

※ 第20期は、記念配当（東証一部市場変更記念配当）1円を含む。
第21期は、記念配当（創立20周年記念配当）1円を含む。
第22期（当期）は、記念配当（W20達成記念配当）1円を含む。

連結財政状態計算書

(単位：千円)

科目	第22期 2021年3月31日現在	(ご参考) 第21期 2020年3月31日現在
資産		
流動資産	**7,667,317**	**5,698,634**
現金及び現金同等物	5,877,480	4,302,014
営業債権及びその他の債権	1,183,931	803,053
その他の金融資産	500,000	500,008
棚卸資産	13,839	9,814
その他の流動資産	92,066	83,743
非流動資産	**1,407,169**	**1,536,450**
有形固定資産	142,977	157,857
使用権資産	–	229,082
のれん	415,719	415,719
無形資産	237,416	277,958
持分法で会計処理されている投資	4,797	36,085
その他の金融資産	486,537	296,061
繰延税金資産	113,671	121,517
その他の非流動資産	6,048	2,166
資産合計	**9,074,487**	**7,235,085**

科目	第22期 2021年3月31日現在	(ご参考) 第21期 2020年3月31日現在
負債		
流動負債	**1,894,223**	**1,273,298**
営業債務及びその他の債務	377,409	267,026
リース負債	3,688	218,001
未払法人所得税	562,786	199,923
契約負債	324,963	156,217
その他の流動負債	625,375	432,130
非流動負債	**62,932**	**74,478**
リース負債	3,684	7,373
引当金	28,950	38,600
その他の非流動負債	30,297	28,505
負債合計	**1,957,156**	**1,347,777**
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	**7,117,330**	**5,887,308**
資本金	**1,735,570**	**1,735,570**
資本剰余金	**1,926,189**	**1,824,058**
利益剰余金	**3,607,628**	**2,612,258**
自己株式	**△344,517**	**△344,454**
その他の包括利益累計額	**192,460**	**59,874**
資本合計	**7,117,330**	**5,887,308**
負債及び資本合計	**9,074,487**	**7,235,085**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：千円）

科目	第22期 2020年4月1日から2021年3月31日まで	（ご参考） 第21期 2019年4月1日から2020年3月31日まで
継続事業		
売上収益	**6,891,223**	**5,278,570**
売上原価	**2,347,909**	**2,007,994**
売上総利益	**4,543,314**	**3,270,575**
販売費及び一般管理費	2,522,102	2,099,207
その他の営業損益（△は費用）	943	835
営業利益	**2,022,155**	**1,172,203**
その他の営業外損益（△は費用）	△1,855	△1,626
持分法による投資損益（△は損失）	△103,288	△102,062
税引前利益	**1,917,012**	**1,068,513**
法人所得税	661,954	379,560
継続事業からの当期利益	**1,255,057**	**688,952**
非継続事業		
非継続事業からの当期利益	－	93,476
当期利益	**1,255,057**	**782,429**
当期利益の帰属		
親会社の所有者	1,255,057	780,578
非支配持分	－	1,851
当期利益	**1,255,057**	**782,429**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第22期 2021年3月31日現在	(ご参考) 第21期 2020年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**7,530,151**	**5,636,400**
現金及び預金	5,686,340	4,164,549
売掛金	1,132,443	754,920
有価証券	600,000	600,000
仕掛品	13,839	9,814
前払費用	85,086	92,793
その他	21,494	23,072
貸倒引当金	△9,052	△8,750
固定資産	**1,041,930**	**1,126,929**
有形固定資産	**138,131**	**148,712**
建物	113,822	121,367
工具器具及び備品	24,308	25,854
建設仮勘定	–	1,491
無形固定資産	**234,996**	**277,944**
商標権	2,194	2,362
ソフトウエア	156,624	184,207
顧客関連資産	75,818	91,015
その他	360	360
投資その他の資産	**668,803**	**700,271**
投資有価証券	290,940	100,464
関係会社株式	147,797	347,000
長期前払費用	6,048	2,166
繰延税金資産	28,419	55,042
差入保証金	195,597	195,597
資産合計	**8,572,082**	**6,763,329**

科目	第22期 2021年3月31日現在	(ご参考) 第21期 2020年3月31日現在
流動負債	**1,665,233**	**883,448**
買掛金	95,644	81,748
リース債務	3,688	4,441
未払金	275,261	185,335
未払費用	25,365	24,783
未払法人税等	564,251	204,287
前受金	260,305	111,355
預り金	9,407	8,559
賞与引当金	226,390	179,104
その他	204,918	83,832
固定負債	**126,465**	**45,973**
リース債務	3,684	7,373
資産除去債務	28,950	38,600
株式給付引当金	93,831	–
負債合計	**1,791,699**	**929,421**
純資産の部		
株主資本	**6,581,462**	**5,767,139**
資本金	**1,735,570**	**1,735,570**
資本剰余金	**1,927,865**	**1,779,103**
資本準備金	1,779,103	1,779,103
その他資本剰余金	148,761	–
利益剰余金	**3,411,304**	**2,596,919**
その他利益剰余金	3,411,304	2,596,919
繰越利益剰余金	3,411,304	2,596,919
自己株式	**△493,279**	**△344,454**
評価・換算差額等	**194,819**	**62,666**
その他有価証券評価差額金	194,819	62,666
新株予約権	**4,101**	**4,101**
純資産合計	**6,780,382**	**5,833,907**
負債純資産合計	**8,572,082**	**6,763,329**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：千円）

科目	第22期 2020年4月1日から2021年3月31日まで	（ご参考） 第21期 2019年4月1日から2020年3月31日まで
売上高	**6,652,015**	**5,082,697**
売上原価	**2,334,282**	**1,997,978**
売上総利益	**4,317,733**	**3,084,718**
販売費及び一般管理費	2,352,499	2,029,394
営業利益	**1,965,234**	**1,055,324**
営業外収益	**3,070**	**6,537**
受取利息	127	2,062
有価証券利息	200	90
業務受託手数料	1,800	3,550
その他	943	835
営業外費用	**2,113**	**3,005**
支払利息	141	118
為替差損	1,971	2,887
経常利益	**1,966,192**	**1,058,856**
特別利益	**－**	**112,750**
貸倒引当金戻入益	－	112,750
特別損失	**271,202**	**－**
関係会社株式評価損	271,202	－
税引前当期純利益	**1,694,990**	**1,171,606**
法人税、住民税及び事業税	653,865	288,114
法人税等調整額	△31,700	14,900
当期純利益	**1,072,825**	**868,591**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

アイティメディア株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**末 村 あおぎ**　㊞
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**大 橋 武 尚**　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイティメディア株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アイティメディア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

アイティメディア株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**末村あおぎ**　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**大橋武尚**　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイティメディア株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

アイティメディア株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　**髙　橋　利　忠**　㊞

監 査 等 委 員　**下　山　達　也**　㊞

監 査 等 委 員　**斉　藤　太嘉志**　㊞

監 査 等 委 員　**佐　川　明　生**　㊞

監 査 等 委 員　**佐　藤　広　一**　㊞

（注）監査等委員髙橋利忠、斉藤太嘉志、佐川明生および佐藤広一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

MEMO

第22期
株主通信

2021 春号

変化への対応 ▶ 大きな成長を実現

【2021年3月期のトピックス】

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに環境は激変

適切な対策により、事業活動を継続・効率化

- 感染拡大に対し、早期に社員の安全と事業継続性を確保
- さらにはこれを機会としてスマートワークを推進

▶ 49～50ページ

社会・マーケティングのデジタルシフトが加速

- テクノロジー専門・オンライン専業が大きな強みに
- リードジェン・デジタルイベントが好調

▶ 51～52ページ

ねとらぼ：成長継続

▶ 53ページ

業績は過去最高を大幅更新

▶ 48ページ

▶ 2021年3月期は過去最高を大幅更新

売上収益
前期比
30.6%

営業利益
前期比
72.5%

親会社の所有者に帰属する当期利益
前期比
60.8%

▶ 中期目標：営業利益20億円達成

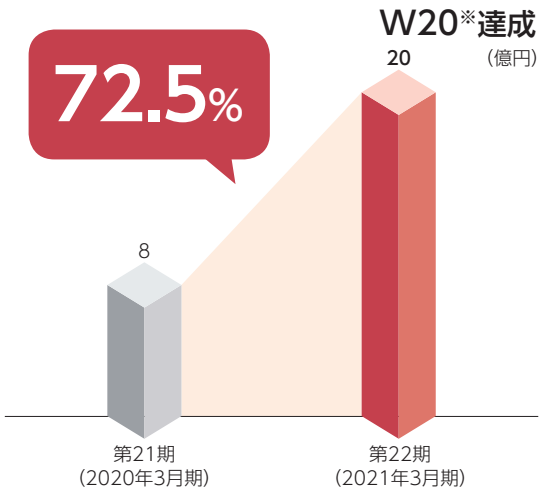

※ 2016年度に掲げた中期目標（2020年度に営業利益20億円）

▶ 成長に応じて配当還元

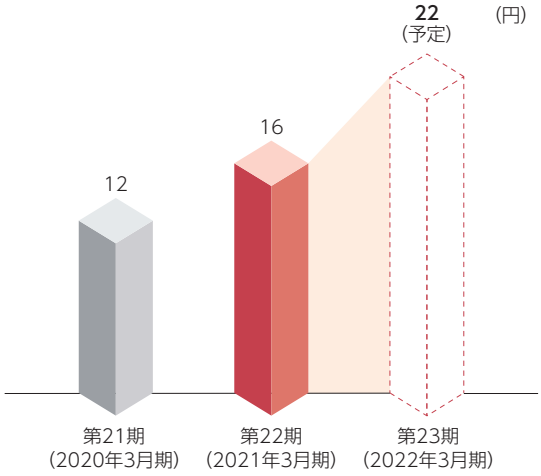

適切な対策により、事業活動を継続・効率化

- 感染拡大に対し、早期に社員の安全と事業継続性を確保
- さらにはこれを機会としてスマートワークを推進

感染拡大抑制・
ステークホルダーの健康と安全を最優先

2020年3月

緊急対応

・在宅勤務への切替
・従業員向け準備金支給

事業継続性に支障なし

2020年7月

継続対応

スマートワークにより
さらなる効率化を志向

※ スマートワークとは、ICT（情報通信技術）を活用した時間・場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

スマートワークのための施策

スマートワーク制度の導入

- 定常的な制度として導入
- 社員自らが働く場所を選択可能
- 全社員対象に2020年7月より実施



業務環境改善の継続

- リモートワーク前提の業務環境最適化
- ICTツールの強化、リプレイス

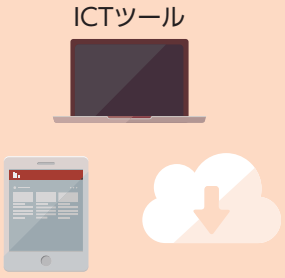

オフィス改革

- オフィス機能を最適化
  （フリーアドレス制の導入・
  Web会議専用ブースなど
  働き方の変化への対応）
- 紀尾井町オフィスを一部縮小
  （2021年度より賃料減少）



社会・マーケティングのデジタルシフトが加速

外部環境～社会の劇的な変化～

企業のデジタルシフト加速

- デジタル化（DX）が死活問題化
- リモートワーク特需
- クラウド・SaaS、IoTの普及加速

B to Bマーケティングのデジタルシフト加速

- マーケティング予算のデジタル傾斜
- 対面を伴う広告・販促手法に制限
- デジタルイベントが一般化

テクノロジー市場活況

オンラインメディア優位

「テクノロジー専門・オンライン専業」は大きな強み

今後もデジタルシフトは継続
当社の成長機会も継続

リードジェン：デジタルシフトの加速を背景に成長拡大

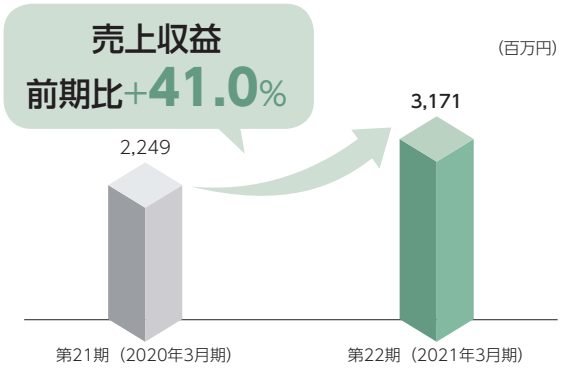

- 市場活況。
  マーケティングニーズも高水準で引合い増加
- 取引社数が増加。単価も上昇

デジタルイベント：展示会・セミナーの代替として急成長

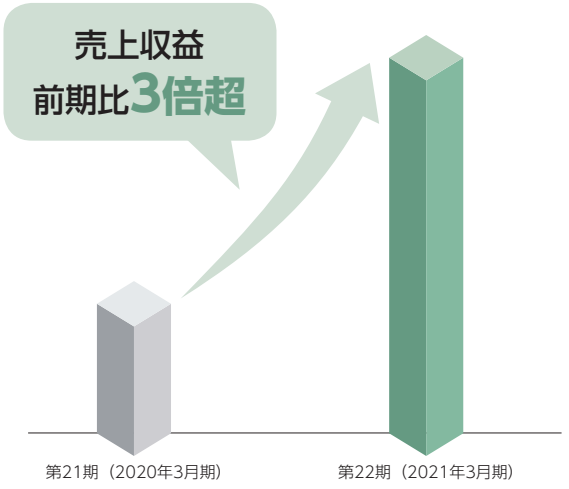

ITmedia Virtual EXPO 2021 春

国内最大級バーチャル専門展示会

出展・来場者数とも過去最大規模で実施

出展社数：95社　来場者数：約8,000人



ねとらぼ：成長継続

ねとらぼ開設以降、ページビュー（PV）は順調に拡大成長。
ノウハウを活かした横展開など新たな取り組みがPV・収益拡大に貢献

月間PV
3.7億PV突破

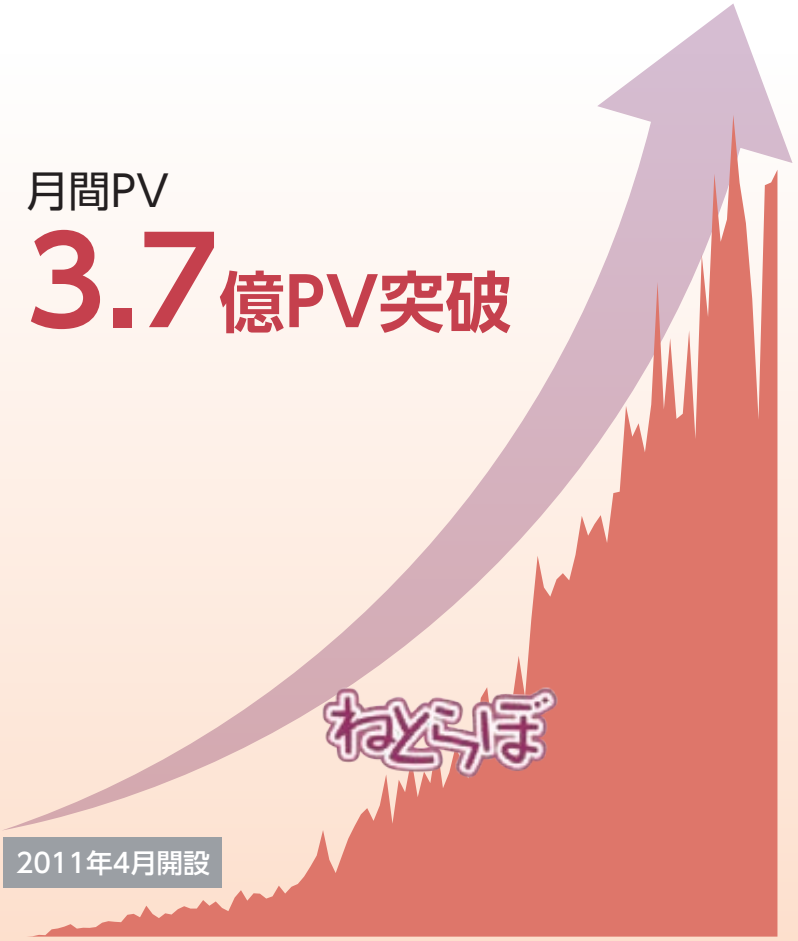

新たな取り組み

ねとらぼ調査隊

- データ活用による
  コンテンツ生産性の向上
- PVは順調に拡大中

ノウハウの横展開

- おすすめの製品情報を
  分かりやすく情報発信
- 広告単価は高水準で推移

会社概要、株式の状況（2021年3月31日現在）

会社概要

社名	アイティメディア株式会社
所在地	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12
TEL	03-6893-2180（代表）
設立	1999年12月
資本金	17億35百万円
従業員数（連結）	260名
事業内容	インターネット・メディア事業
コーポレートサイト	https://corp.itmedia.co.jp/

役員

代表取締役社長 兼 CEO	大槻　利樹
取締役副社長 兼 COO	小林　教至
取締役CFO	加賀谷　昭大
取締役	土橋　康成
社外取締役 常勤監査等委員	髙橋　利忠
取締役 監査等委員	下山　達也
社外取締役 監査等委員	斉藤　太嘉志
社外取締役 監査等委員	佐川　明生
社外取締役 監査等委員	佐藤　広一

株式に関する事項

発行済株式の総数	20,532,600株（自己株式600,874株）
株主数	4,455名

上位10名の大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
SBメディアホールディングス株式会社	10,457,400	52.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	837,100	4.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	728,600	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	399,400	2.00
新野淳一	367,500	1.84
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	346,900	1.74
MSCO CUSTOMER SECURITIES	330,484	1.66
大槻利樹	272,700	1.37
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	234,100	1.17
JP MORGAN CHASE BANK 385632	215,000	1.08

注）当社は、自己株式600,874株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には「株式給付信託（BBT）」に基づき株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（112,200株）は含めておりません。

所有者別株式分布状況

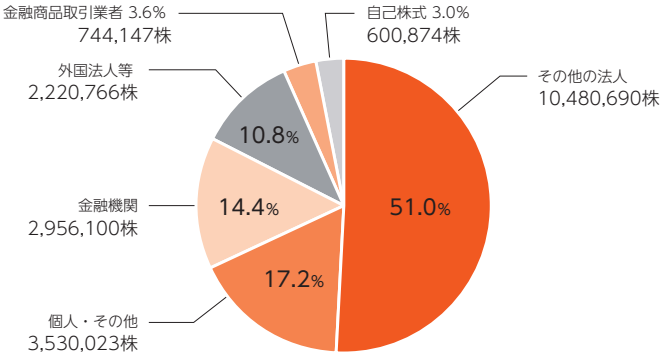

株主総会会場ご案内図

広域MAP



会　場

東京ガーデンテラス
紀尾井カンファレンス
東京都千代田区紀尾井町1番4号

交　通

永田町駅直結・
赤坂見附駅より …… **徒歩1分**

東京メトロ5路線利用可能
- ▶有楽町線
- ▶半蔵門線
- ▶南北線
- ▶銀座線
- ▶丸ノ内線

ご注意ください　傾斜地につき、入口によって階層が異なります。東側永田町駅側からのお越しをお勧めいたします。

1階 赤坂見附駅 D出口をご利用の場合



弁慶橋を渡り、「東京ガーデンテラス紀尾井町」の1階レストラン・ショップより、エスカレーターまたはエレベーターで4階へ上がってください。

4階 永田町駅 9-b出口をご利用の場合



エントランスから真っ直ぐ進み、紀尾井タワーの自動ドアに入りさらに進んだ先に「東京ガーデンテラス 紀尾井カンファレンス」の自動ドアがあります。